

高知市子ども・子育て支援事業計画の 重点施策について

○基本理念・基本方針の内容

計画の基本理念

子どもたちは、社会に希望を与え、未来をつくっていく大切な存在です。

子どもたちが、主体性を持って考え、行動し、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことが、健全で活力ある社会を実現することにつながります。

そのためには、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもにとっての最善の利益を常に意識し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めていく必要があります。

全ての子どもが健やかに育ち、子どもの誕生と成長に喜びを感じ、そして、子育て家庭が地域社会と手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

「希望あふれる未来に向けて みんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり」

計画の基本方針（目標）

① 全ての子どもがすくすくと健やかに育つまち

- ・ 子どもたちが未来に夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう支援します。
- ・ また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じ、適切な支援を行います。

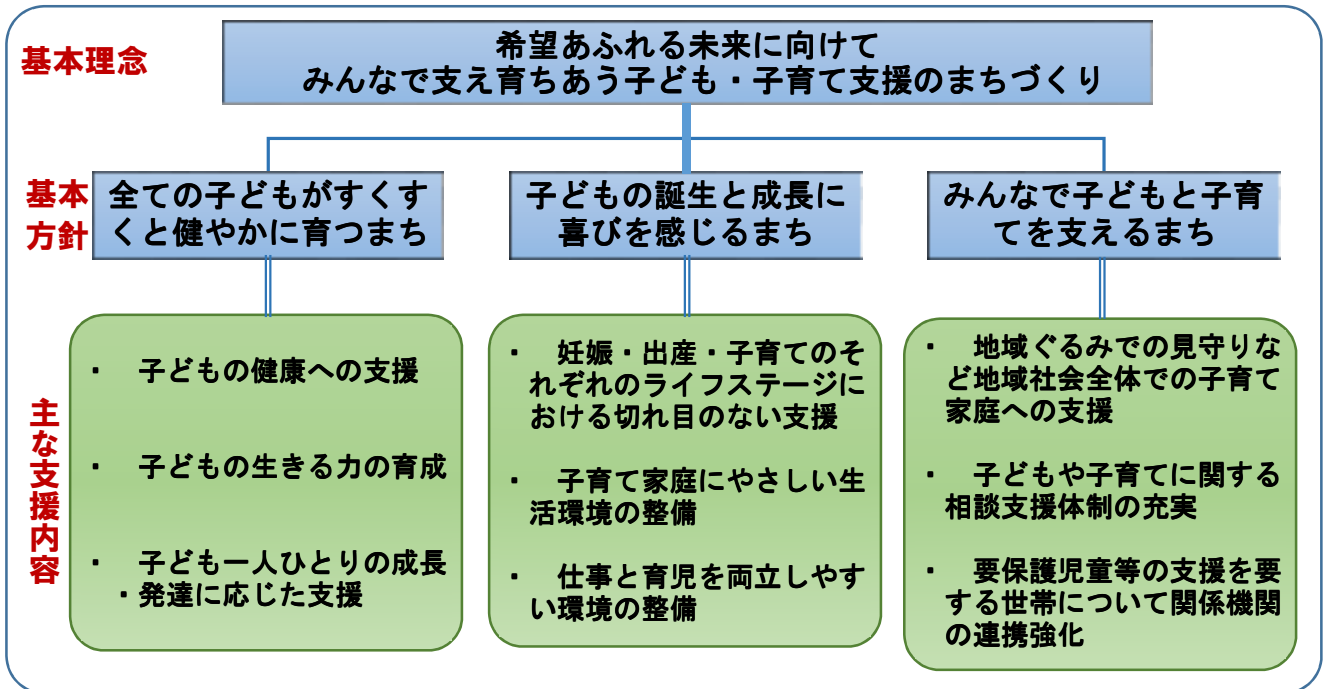
② 子どもの誕生と成長に喜びを感じるまち

- ・ 妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。
- ・ また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを進めます。
- ・ さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の概念について普及・啓発に努めます。

③ みんなで子どもと子育てを支えるまち

- ・ 子どもと子育てに関わる関係機関との連携を行うとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭が孤立せずに地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを進めていきます。
- ・ また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子どもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

○各論（個別施策）を検討する際の視点



次に掲げる事項を記載した高知市における子ども・子育て支援の総合的な計画を策定

- ① 幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の拡充と質の向上など、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に記載されている事項
- ② 高知市子ども未来プラン2010の取組を踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に記載されている事項のうち、今後取組が必要なもの

子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画

- ◎ 教育・保育提供区域の設定
- ◎ 教育・保育の量の見込みと確保方策
- ◎ 教育・保育の一体的提供と当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ◎ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実他）
- 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用の確保
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

- 地域における子育ての支援
(放課後子ども総合プランに関する内容を含む。)
- 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 子育てを支える生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 子ども等の安全の確保
- 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童福祉法に基づく市町村整備計画

(保育所・幼保連携型認定こども園)

- ◎ 保育提供区域の設定
- ◎ 整備する内容、計画期間

[◎：必須]

施策体系

基本理念

希望あふれる未来に向けて
みんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり

基本方針

全ての子どもがすくすくと健やかに育つまち

みんなで子どもと子育てを支えるまち

子どもの誕生と健康への支援の充実

- ・1-1 健やかな子どもの誕生への支援
- ・1-2 子どもの健康管理
- ・1-3 思春期の健康づくり
- ・1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援
- ・1-5 小児救急医療体制の確保

幼児期における教育・保育の充実

- ・2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供
- ・2-2 より質の高い教育・保育の推進

子育てしやすい環境の整備

- ・3-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- ・3-2 子育て支援体制の充実
- ・3-3 多様な保育サービスの充実
- ・3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり
- ・3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備
- ・3-6 地域の実状に応じた子育て支援等の研究・推進

専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- ・4-1 児童虐待の発生予防
- ・4-2 要保護児童への早期対応
- ・4-3 障害児支援の充実
- ・4-4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- ・5-1 生きる力の育成に向けた教育
- ・5-2 子どもの健全育成
- ・5-3 家庭や地域の教育力の向上

重点施策（案）

重点施策（その1） 健やかな子どもの誕生への支援

《概要》
妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠初期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目ない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備します。

重点施策（その2） より質の高い教育・保育の推進

《概要》
幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上、教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携・交流に取り組みます。

重点施策（その3） 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実

《概要》
子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動、地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに、地域子育て支援センターの整備や相談機能の充実、子育てに関する層的な相談支援体制の構築により子育て支援体制の充実を目指します。

重点施策（その4） 児童虐待の発生予防

《概要》
子育て家庭の育児力の向上、育児の負担感や孤立感の軽減のため、保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や、相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに、虐待予防に関する広報・啓発活動の実施、関係機関との連携強化に取り組みます。

重点施策（その5） 障害児支援の充実

《概要》
障害のある子どもの健やかな成長・発達のため、将来を見通した切れ目のない支援となるように、早期発見・早期療育システムの充実やサポートファイルを効果的に生かした関係機関との連携に取り組みむとともに、子どもひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。

※施策4-3の具体的な内容は検討中のため、概要は改めて提案させていただきます。

数値目標

A 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保
(子ども・子育て支援法)

<教育・保育>

- 1号認定
- 2号認定 (幼, 保)
- 3号認定 (0歳児, 1・2歳児)

<地域子ども・子育て支援事業>

- (1) 時間外保育事業
- (2-1) 幼稚園における一時預かり事業 (1号認定による利用)
- (2-2) 幼稚園における一時預かり事業 (2号認定による利用)
- (2-3) 一時預かり事業 (その他)
- (3-1) 放課後児童健全育成事業 (低学年)
- (3-2) 放課後児童健全育成事業 (高学年)
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 病児・病後児保育事業
- (6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 妊婦健康診査
- (10) 乳児家庭全戸訪問事業
- (11) 利用者支援事業

B 保育所、幼保連携型認定こども園の整備計画
(児童福祉法)

C 放課後子ども総合プラン
(次世代育成支援対策推進法)